

## ICカード特約

淡路信用金庫

### 1. (特約の適用範囲)

- (1) この特約は、当金庫が発行するカードのうち、ICチップが付加されたカード（以下「ICカード」といいます。）を利用するにあたり特に適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は当金庫カード規定の一部を構成し、この特約で定める事項は当金庫カード規定で定める事項に優先して適用されるものとします。また、この特約に定めのない事項は当金庫カード規定により取扱うものとします。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは当金庫カード規定の定義によるものとします。

### 2. (ICカードの利用)

ICカードは、次の場合に利用することができます。

- ① 当金庫所定のICカードが利用できる預金機を使用して預金に預入れをする場合
- ② 当金庫所定のICカードが利用できる支払機を使用して預金の払戻しをする場合
- ③ 当金庫所定のICカードが利用できる振込機を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合
- ④ その他当金庫所定の取引をする場合

### 3. (ICカードの有効期限)

- (1) ICカードの有効期限は、ありません。
- (2) ICカードの有効期限が到来する場合には、有効期限を廃止した新しいICカードを事前に送付します。有効期限が到来したICカードは、本人の責任においてICチップ部分と磁気ストライプ部分を切断のうえ破棄してください。
- (3) ICカードの有効期限経過後は、ICカードの利用はできません。

### 4. (ICカードの発行時における手数料の取扱い)

新規発行、更新、再発行で、ICカードを発行する際には、当金庫所定の手数料をいただきます。

以 上

2020年4月1日